GHG排出量算定サービス導入補助金　Q＆A

【補助金の交付対象事業者】

Q1　本社は県外ですが兵庫県内に事業所がある場合、対象になりますか。

A1　兵庫県内に前年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kL未満の事業所のみを設置している事業者であれば対象になります。

Q2　県外に1,500kL以上の事業所を設置していますが、対象になりますか。

A2　兵庫県内の事業所がそれぞれ1,500kL未満であれば、対象になります。

Q3　兵庫県内に事業所が複数ある場合、それぞれで申請できますか。

A3　法人単位で申込みください。算定サービスによっては、１法人の契約で複数の事業所を算定できる場合があります。

Q4　エネルギー使用量（原油換算）はどのように算出しますか。

A4　ホームページに掲載している算定シートに年間の燃料使用量及び電気使用量を入力すると算定できます。

Q5　他の補助金を同時に受けることは可能ですか。

A5　同時に受けられますが、申請者の負担額を上回らない額を限度とします。

　例）月額使用料が３万円で、市の補助金が月額使用料の1/2（上限１万円）である場合、申請者の負担額（税別）を上回らない補助額は、市と合わせて１万５千円になるため、県の補助金は５千円を限度とする。

Q6　今年度と来年度の２回に分けて補助金を申請することはできますか。

A6　１法人１回までとなります。今年度申請した場合は、来年度以降の申請はできません。

【補助対象サービス】

Q7　すでに導入している算定サービスは対象になりますか。

A7　補助事業対象年度の４月１日以降に算定サービスの利用を開始し、利用開始日から起算して30日以内に申請した場合は対象になります。

Q8　スコープ３まで算定しなかった場合、対象になりますか。

A8　スコープ３まで含めた排出量の算定が条件になるため、対象外です。

算定状況については、実績報告書にて確認します。

Q9　スコープ３の算定は、15カテゴリを全て算定する必要がありますか。

A9　１項目でもスコープ３を算定していれば対象となりますが、できるだけ多くの項目を算定するように努めてください。

【補助対象期間】

Q10　補助対象期間中に契約を解除した場合、補助対象になりますか。

A10　利用開始日から３か月以上経過している場合は、対象になります。

Q11　月額使用料の支払日が月末または翌月の場合、３月分の費用は対象になりますか。

A11　補助事業対象年度の３月18日以降に支払が生じる場合は、対象外です。



Q12　契約時に年間使用料を一括払いする場合、補助対象期間はいつまでになりますか。

A12　契約期間が年単位、年度単位にかかわらず「使用料が発生する契約月から補助事業対象年度の３月末日までの期間」が対象になります。

なお、実績報告書の提出期限以降に支払が生じる契約については、補

助対象外です。

【補助対象経費】

Q13　初期費用（システム導入費等）が発生する場合、補助対象経費に含まれますか。

A13　初期費用は対象外です。

Q14　月の途中から契約を開始し、開始月のみ日割り計算の使用料がかかった場合、補助額はいくらになりますか。

A14　開始月の補助額は、日割りでかかった費用の1/2（上限１万円）になります。

Q15　4月15日から契約し、翌月14日までの期間を１か月分の月額使用料として支払っています。３月15日から翌年度４月14日までにかかる月額使用料を実績報告書の提出期日より前に支払った場合、補助対象に含められますか。

A15　日数で月払いし、月額使用料が翌年度をまたぐ場合、契約日の属する月（無料期間を除く）を開始月とし、３月までの期間（月）を補助対象期間とします。

したがって、４月15日から５月14日までを４月分とし（次月以降も同

様）、３月15日から翌年度４月14日までの期間を３月分として補助対象に

含めます。

Q16　使用料を月払いする場合、補助申請額はどのように計算しますか。

A16　月額使用料の1/2（上限１万円）を補助対象期間（月）で積算します。

※実績報告書の提出期限以前に支払が完了した期間に限ります。

例1）利用開始日４月15日、月額使用料２万円、当月から使用料が発生する場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約期間 | 4月 | 5月 | 6月 | ～ | 2月 | 3月 | 対象月 |
| 開始日 | 終了日 |
| 4/15 | 3/31 |  |  |  |  |  |  | **12か月** |

・補助対象期間は、使用料が発生した日が属する４月が開始月となるため、３月までの12か月（３月分の支払が実績報告書の提出期日に間に合う場合）。

・補助金額は、

２万円/月×補助率1/2（上限１万円）×12か月で12万円。

例２）利用開始日４月15日、月額使用料２万円、翌月から使用料が発生する場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約期間 | 4月 | 5月 | 6月 | ～ | 2月 | 3月 | 対象月 |
| 開始日 | 終了日 |
| 4/15 | 3/31 | 無料期間 |  |  |  |  |  | **11か月** |

・補助対象期間は、使用料が発生する５月（無料期間を除く）が開始月となるため、３月までの11か月（３月分の支払が実績報告書の提出期日に間に合う場合）。

・補助金額は、

２万円/月×補助率1/2（上限１万円）×11か月で11万円。

Q17　契約時に年間使用料を一括払いする場合、補助申請額はどのように計算しますか。

A17　年間使用料を12等分した月額使用料相当額の1/2（上限１万円）を、補助対象期間で按分します。ただし無料期間が含まれる場合は、年間使用料の等分から除きます。

例1）利用開始日４月15日、年間使用料24万円の場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約期間 | 4月 | 5月 | 6月 | ～ | 2月 | 3月 | 対象月 |
| 開始日 | 終了日 |
| 4/15 | 4/14 |  |  |  |  |  |  | **12か月** |

・補助対象期間は、使用料が発生する日が属する４月が開始月となるため、３月までの12か月。

・月額使用料相当額は、年間使用料24万円÷12か月で２万円。

・補助金額は、

２万円/月×補助率1/2（上限１万円）×12か月で12万円。

例2）利用開始日４月15日、年間使用料60万円、契約月から２か月無料の場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約期間 | 4月 | 5月 | 6月 | ～ | 2月 | 3月 | 対象月 |
| 開始日 | 終了日 |
| 4/15 | 4/14 | 無料 | 無料 |  |  |  |  | **10か月** |

・補助対象期間は、使用料が発生する日が属する６月が開始月（無料期間を除く）となるため、３月までの10か月。

・月額使用料相当額は年間使用料60万円÷10か月で６万円。

・補助金額は、

６万円/月×補助率1/2（上限１万円）×10か月で10万円。

Q18　補助申請者単独のシステム利用ではスコープ３が算定できず、サプライヤーも共通のシステムを導入することで連携し、スコープ３算定が可能となるサービスの場合、当該システムの使用料は補助対象となりますか。

A18　対象になります。

　　 ただし、事業計画書及び事業実績書において、他社との連携を行うことがわかる記載が必要になります。

Q19　Q18の場合、事業計画書及び事業実績書にはどのように記載しますか。

A19　事業計画書及び事業実績書のスコープ３算定項目の欄に、算定項目毎に連携したサプライヤーを記載してください。また、事業実績書には、サプライヤーとのデータ連携によりスコープ３まで算定したことのわかる画像を貼付けてください。

例）サプライヤー３社（B社、C社、D社）からデータを受け取ってスコープ３を算定する場合

　・事業計画書及び事業実績書のスコープ３算定項目

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| スコープ３算定項目 | １-原材料（B社） | ４-輸送（C社） | 11-製品の使用（D社） |

Q20　Q18の場合、補助申請者がサプライヤー分もまとめてシステム使用料を支払う場合、補助申請額はどのように計算しますか。

A20　補助申請者が支払う月額使用料の1/2（上限１万円）が補助金額となります。

例）　A社が補助申請者となり、サプライヤー（B社、C社、D社）のシステム使用料を支払う場合（各社のシステム使用料が月額5千円の場合）

　　・１ヶ月の補助金額は、

　　　5千円/月×４（A社、B社、C社、D社）×補助率1/2で1万円。